

## ○桐生市総合計画審議会規則

(平成 29 年 3 月 24 日桐生市規則第 10 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、桐生市総合計画条例(平成 29 年桐生市条例第 2 号。以下「条例」という。)第 9 条の規定により、桐生市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、条例第 7 条第 1 項の規定による諮問に答申し、並びに総合計画に関する事項について調査及び審議するものとする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 5 条 審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聞くことができる。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。